

**町田市在宅医療・介護連携機能強化型地域包括支援センター
(医療と介護の連携支援センター) 運営事業委託（単価分）仕様書(案)について**

主な変更点は以下のとおりです。

【総価契約分】

4 契約期間	・業務実施期間を追記しました。
5 業務内容	(2) 権利擁護業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号） ・文言を整理しました。 (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援（法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号） ・「ウ. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの質の向上の実施」に文言を追加しました。 ・「エ. 町田市介護保険サービス事業所連絡会等との連携」を削除しました。 (4) 介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）（第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニ） ・文言を整理しました。 (5) 在宅医療・介護連携推進事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号） ・全体的に文言を整理しました。 (7) その他業務 ・文言を整理しました。 ・「キ. 地域への広報・啓発」について、紙媒体だけではなく、支援センター（運営法人）独自のホームページでも業務や事業等の周知・広報を行う必要がある旨の内容を追記しました。 (8) 報告書等の作成・提出 ・「イ. 在宅医療・介護連携に関する地域ケア会議の報告書の作成・提出」について、3 月に地域ケア会議を実施した場合においては、3 月末日までに甲が指定する報告書を甲へ提出することとする旨の内容を追記しました。 ・「ウ. 月次報告書等の作成・提出」について、文言を整理しました。
8 委託料及び支払い方法	・単価設定している業務の支払い方法を修正しました。

【単価契約分】

<別紙 12>介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業） ○国からの通知（介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について）に基づき、内容を改正しました。 ・国からの通知（令和 3 年 1 月 25 日付「厚生労働省令第九号」、令和 5 年 11 月 27 日付「社会保障審議会 介護給付費分科会資料」等）に基づき、報酬単価表（表 1）の内容を改訂しました。
--